名古屋市立東部医療センター　開放型病床について

平成２４年１０月１日

当院では、平成２４年 10 月より開放型病床を設置いたしました。
利用方法は以下です。

◆「開放型病床」の利用登録について

名古屋市医師会病診連携システム開放型病床利用要領、名古屋市立東部医療センター開放型病床実施要領、名古屋市立東部医療センター開放型病床運用細則をご確認のうえ、**開放型病床利用登録申請書**を当院地域医療連携センターへ郵送または FAX 送信をお願いいたします。

◆「開放型病床」の利用申し込みについて

開放型病床の利用申し込みは、当院各診療科医師もしくは地域医療連携センターへご連絡ください。開放型病床でのご入院が決定した際には、当院地域医療連携センターより、**入院報告書及び開放型病床利用申込書**を FAX でお送りします。必要事項を記入し地域医療連携センターへご返信下さい。

◆「開放型病床」における共同診療について

（１）共同診療の実施日時は、予め当院地域医療連携センターにご連絡を頂き、事前調整をお願いいたします。原則として**平日の９時から 17 時**までお願いいたします。
（２）共同診療のためご来院の際は、最初に地域医療連携センターにお立ち寄りください。受付後に**共同診療録**の用紙をお渡しして地域医療連携センターの職員が病棟へご案内いたします。白衣と名札の着用をしてください。病院でご準備いたしております。
（３）共同診療の際には、共同診療録への記載をお願いいたします。
（４）共同診療録はお帰りの際に地域医療連携センターへご提出ください。コピーを一部お渡しいたします。

◆共同診療時の患者負担について

共同診療に関して、以下のとおり診療報酬の算定が可能です。算定に関しては患者さんのご理解をいただけるようご協力をお願いいたします。

≪共同診療実施日≫　登録医：開放型病院共同指導料（Ⅰ）350 点
当　院：　〃　（Ⅱ）220 点

◆退院について

退院日は、登録医の先生とご相談のうえ、主治医が決定いたします。
また、患者さんを転院させる必要がある場合は、速やかにその旨をご報告いたします。